

事業承継特例の延長を

全建が税制改正要望

全 建 全国建設業協会（全建、今井雅則会長）は2026年度の税制改正要望をまとめ、25日に国土交通省の楠田幹人不動産・建設経済局長に提出した「写真」。経営者の高齢化や後継者不足が常態化しているとして、非上場企業を対象とした事業承継税制と特例承継計画の提出期限の延長を求めている。

18年度に拡充された事業承継税制は、27年12月末までの特例措置で、特例措置の適用には特例承継計画を26年3月末までに提出する必要がある。要望書では、中小建設業の安定的な成長は、地域経済の雇用の維持に欠かせないとして、事業承継を前提とした相続税・贈与税非課税措置を恒久的に制定すべきとした。

恒久化が難しいのであれば、特例措置と特例承継計画の提出期限を延長するよう求めた。さらに、特例措置には事業承継後にも厳しい継続要件があるとして、要件の緩和や提出書類の簡素化が必要だとした。



工事請負契約書の印紙税撤廃についても要望。電子契約が非課税となり、書面の契約書が課税対象と判断されることが「課税根拠を欠いている」と指摘。欧米主要国でも、契約書に課税している例はないとして、印紙税

の撤廃を求めた。撤廃が難しいのであれば、軽減措置の対象とならない100万円以下の請負契約を非課税対象とすることも要望した。

このほか、23年10月に開始したインボイス制度に対する負担軽減措置の延長も要求。この特例では、免税事業者からインボイス発行事業者である小規模事業者に対し、3年間納付税額を売り上げにかかると消費税額の2割とする負担軽減措置。特例の期限が26年9月末となっており、期限延長を求めた。

社会貢献推進表彰

前田建設らが受賞

全国建設業協会（全建、今井雅則会長）は24日、2025年度の「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を都内で開いた。災害対応や

社会福祉活動に取り組んだ都道府県建設業協会・支部、会員企業の65事例を表彰。本県分は、防災支援活動に前田建設（奄美市）、建設業ふれ



人手不足時代の組織開発

福留 進一（㈱現場サポート 代表取締役社長）

当社で13年間続いている「ありがとう大賞」というイベントがある。これは賞与の時期に、ポイント付きの「ありがとうメッセージ」を募り、獲得したポイントに応じて賞与額を加算し、多くのポイントを得た社員を表彰する制度だ。予算は一人当たり20000円で、

中には50000円を超える加算額となる社員もいる。数年前までは全社で最も多くのポイントを獲得した社員を表彰していたが、現在は社員数の増加に伴い職種ごとに表彰している。

今回集まったメッセージの総数は20000通を超えた。1人当たり

明るい会社づくり



る社員もいる。同じ時期に賞与査定も行って

いるので、こちらは厳しいフィードバックもあるが、加点評価は組織を明るくし、プラスのエネルギーを生み出すと考えている。

ちなみに、私はこの（前回は7月8日号）

資格試験

9月1日まで受付け

日本建築積算協会は、2025年度建築積算士の1次試験（学科）を10月26日、鹿児島などで実施する。

満17歳以上の者であれば、学生、社会人問わず受験可。申し込みは9月1日まで受付け

し込みは9月1日まで、専用フォームで受け付ける。受験料は2万7500円（学生会員は1万3750円、税込み）。合格者は12月1日に発表する。

2次試験（実技・短文）は26年1月25日、鹿児島などで実施。申し込みは10月5日（1）まで。

あい活動に淵協建設（霧島市）、SNSや映像、メディアによる広報活動に山藤建設（始良市）が選ばれた。

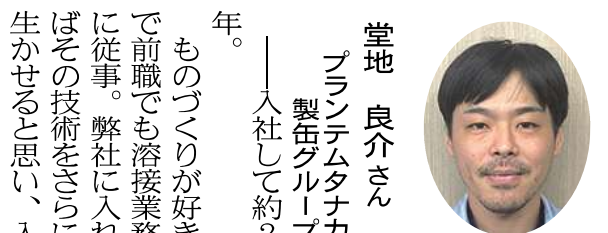
今井会長は「SDGsや社会貢献に高い関心を持つ若い世代が増えている。建設産業こそがその受け皿となるべきであり、受賞した企業・

団体の活動をさらに発信するべきだ」と呼び掛けた。

来賓として出席した国土交通省の楠田幹人不動産・建設経済局長は「地域に貢献する建設業の姿は国民へと着実に伝わっている。建設業のイメージアップにつながる取り組みがさらに充実、発展す

ることを期待している」と挨拶した。

◆全国建設業協会、事務所が移転 新住所は、東京都中央区八丁堀2-8-15、東京建設会館6階。8月4日から業務を開始する。（☎03・3551・9396 FAX3555・3218）



堂地 良介さん

プランテムタナカ 製缶グループ 入社して約2年。

あの人

社を志しました。——仕事の魅力は。よい加工などができたときに得られる達成感です。上司、家族と過ごす時間を大切にしています。——目標を。——より早く丁寧な作業」を追求していくこと。もっと大きな事業を任せてもらえるよう、スキルを高めていきます。（鹿児島市）

おくやみ情報をお寄せください

新聞掲載は無料です。毎週火曜日から土曜日（夏季・年末年始休暇および祝祭日の翌日を除く）に掲載します。会社の代表者ならびに社員にかかわらずどなたでも構いません。親族、身内の方もご相談ください。

お問い合わせ
099-227-5100

おくやみ